

## 認可を受けたファーマーズマーケットための方針

### 最新の更新：

12/9/20:

- 認可を受けたファーマーズマーケットでの最大占有率は、該当する建築基準法または消防法の占有率に基づいて、最大収容人数の35%に制限されます。
- 従業員と訪問者が市場に入場する前に、現在隔離または検疫命令を受けているかどうかを確認する必要があります。
- 従業員は、休憩中のみ、指定された休憩エリア、可能であれば、屋外でのみ飲食する必要があります。飲食中、従業員は他のすべての個人から少なくとも6フィートの物理的距離を維持する必要があります。
- 食品ベンダーの営業は、持ち帰り配達のみで行うことができます。

本方針は、カリフォルニア州によって認定され、カリフォルニア州食品農業局の要件方針カリフォルニア小売食品法（CRFC）で概説されている要件に従って運営されている認可を受けたファーマーズマーケットが、次の場合に運営できるようにするために開発されました。これらのロサンゼルス公衆衛生局（DPH）手順に準拠しています。

認可を受けたファーマーズマーケットでは、カリフォルニア小売食品法に概説されている要件に従って、一時的な食品施設（フードブース）を認可を受けたファーマーズマーケットとして隣接させ、それと連携して別個のコミュニティイベントとして運営することができます。

認可を受けたファーマーズマーケット（「マーケット」）と隣接するコミュニティイベントは、すべての安全対策の順守を監視し、必要に応じて公衆衛生局、地域のゾーニング、及び市当局から承認するサイトを担当する認可を受けたマーケットマネージャーは、すべてのスタッフの継続的なトレーニングとスクリーニング、市場内の共有エリアの必要なすべての機器と材料の提供に関する責任が負われます。

<http://publichealth.lacounty.gov/eh/DSE/CommunityEvent.htm> へアクセスして、認可を受けたファーマーズマーケットで食品ブースを運営するための公衆衛生局の許可を申請してください。

COVID-19 感染に関連するリスクがあるため、認可を受けたファーマーズマーケットはベンダーのみに限定する必要がありますことに注意してください。音楽、ダンス、演劇、子供向けの娯楽、工芸のデモンストレーションなど、参加者が集まるように促すような娯楽は許可されていません。

注：本文書は、追加情報やリソースが入手され次第 更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> をアクセスして、本文書が更新されていないか確認してください。

本チェックリストの内容:

- (1) 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための措置
- (3) 感染防止対策
- (4) 従業員及び市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの公平なアクセスを確保するための措置

認可を受けたファーマーズマーケットを主催する計画を立てる際には、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

この方針の対象となるすべての認可を受けたファーマーズマーケットは、  
以下に記載されているすべての適用可能な措置を実施し、  
実施されていない措置は適用されない理由を説明する準備をする必要があります。  
マーケットマネージャーは、すべての方針に確実に準拠するために、  
この方針のコピーをすべてのベンダーと共有してください。

認可を受けた

ファーマーズマーケット:

住所:

消防法に基づく最大収容人数:

占有率 35%に基づく最大収容人数:

一般に公開されているスペースのお  
およその総平方フィート:

#### A. 安全を保護するための措置

(施設に該当するものをすべてチェックしてください)

- すべての従業員（マーケットマネージャーに代わって働く従業員またはボランティア、及びブースベンダーのために働く従業員を含む）には、この方針のコピーが配布されている。
- 脆弱な従業員（65歳以上、慢性的な健康状態にある従業員）は、可能な限り在宅勤務を行い、またはマーケットにて他人との接触を制限する仕事が割り当てられる。
- すべての従業員（ボランティアとベンダーを含む。総称して「従業員」と呼ぶ）が病気にかかった場合、またはCOVID-19検査で陽性反応を示した場合は、出勤しないよう指示する。従業員は、必要に応じて、自己隔離と隔離に関するDPHガイダンスに従うことを理解している。病気で自宅にいるときは、従業員が罰せられることがないように、職場休暇ポリシーを見直し、更新する。
  - 雇用主または政府が後援する休暇手当に関する情報が従業員に提供され、これにより、経済的に自粛することが容易になる。[知事命令N-62-20](#)に従って、3月19日から7月5日までの間に発生するCOVID-19の病気休暇と労働者災害補償のサポートする政府の[プログラム](#)に関する追加情報を参照してください。これには、[Families First Coronavirus Response Act](#)に基づく従業員の病気休暇の権利、労働者災害補償給付に対する従業員の権利、及びCOVID-19曝露の仕事関連性の推定が含まれます。
- すべてのベンダーと従業員の[スクリーニング](#)は、マーケットに立ち入る前に実施される。咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒の有無、及びその従業員が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含む必要がある。これらのチェックは、従業員またはベンダーの到着時にリモートまたは直接行うことができる。可能であれば、作業現場でも温度チェックを行う必要があります。
- 1つ以上のベンダーまたは従業員がCOVID-19（症例）の検査結果が陽性である、または症状が一貫していると通知された場合、雇用主は直ちに感染者に自宅隔離を促し、その従業員に職場で曝露したすべての従業員に自己検疫を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画では、追加のCOVID-19管理対策が必要となるような職場での曝露があったかどうかを判断するために、すべての検疫中の従業員に対してCOVID-19検査を実施する、または検査の手配をする手順を検討する。[職場でのCOVID-19への対応](#)に関する公衆衛生方針を確認する。

- ❑ 14日以内に職場内で3件以上の症例が特定された場合、雇用主はこのグループをDPH（（888）397-3993または（213）240-7821）に報告する。グループが職場で特定された場合、公衆衛生は、感染管理の方針と推奨事項、技術サポート、及びサイト固有の管理手段の提供を含むグループ応答を開始します。施設の対応を指導するために、公衆衛生ケースマネージャーがグループ調査に割り当てられています。
- ❑ すべてのベンダーと従業員は、鼻と口を覆う適切なフェイスカバーを着用する。カバーは、ベンダーとすべての従業員が、他人と接触している、または接触する可能性のある就業時間中は常に着用する必要があります。すべての従業員は、無料で適切なフェイスカバーを与えられ、医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されたベンダーと従業員は、州の指令に準拠し、条件が許す限り、下端にドレープが付いたフェイスシールドを使用する必要があります。あごの下にぴったりとフィットするドレープが好ましく、一方向弁付きのマスクは使用しないでください。
- ❑ 従業員は、毎日フェイスカバーを洗うか交換するように指示されている。
- ❑ マスクが常時正しく着用されているようにするために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間を除き、飲食を控える。飲食する場合は、従業員は常に他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能であれば、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。キュービクルやワークステーション（個人の仕事・作業場）が従業員間により広い距離や仕切りを提供している場合は、休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションで飲食することが好ましい。
- ❑ 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより占有率が低下し、従業員間のスペースが最大化されている。
  - 休憩に使用する部屋またはエリア内で個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる最大収容人数を掲示する。
  - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらす。ならびに
  - テーブルを6フィート離して配置して、座席間の距離6フィートを確保するようにする。収容人数を減らすために座席を取り除くか座席にテープを貼る、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、収容人数の削減、物理的距離の確保の代替とはみなされない。
- ❑ 可能な場合、日よけと座席を備えた屋外の休憩場所を作成し、物理的距離を確保している。賃金と時間の規定に準拠して、従業員が休憩室で常に6フィート以上の距離を維持できるように、休憩時間をずらしている。
- ❑ すべてのベンダーブースとベンダーブース内のすべての作業場は、少なくとも6フィート離れている。
- ❑ 休憩室、トイレ、その他の一般的なエリアは、次のスケジュールで頻繁に消毒する：
  - 休憩室 \_\_\_\_\_
  - トイレ \_\_\_\_\_
  - その他 \_\_\_\_\_
- ❑ 従業員が利用できる消毒剤及び関連用品は以下の場所に常備している：  
\_\_\_\_\_
- ❑ 従業員が利用できるCOVID-19に対して効果的な手指消毒液は以下の場所に常備している：  
\_\_\_\_\_
- ❑ 従業員は頻繁に休憩をとり、石鹸と水で手を洗うことが許可されている。
- ❑ 各従業員には、独自のツール、機器、及び定義された作業所が割り当てられている。可能な限り、保持されているアイテム（電話、タブレット、ラップトップ、デスク、ペンなど）の共有は最小限に抑えられるか、排除される。
- ❑ この手順に記載されている、雇用条件に関連するもの以外のすべてのポリシーは、配達スタッフ及び第三者と

して敷地内にいる可能性のあるその他の会社に適用されている。

オプション - その他の対策の説明:

## B. 物理的距離を確保するための対策

- 認可を受けたファーマーズマーケットは屋外で開催される。マーケットの最大占有率は、屋外マーケットの収容人数の**35%**に制限する。
- マーケットマネージャーは、ベンダー（食品ベンダーと小売ベンダーの両方）に割り当てられたスペースが、適切な物理的距離の要件に従ってテーブル、天蓋、及びその他のディスプレイをセットアップするための十分なスペースを確保できるようにする。
- テントまたはキャノピーは、適切な換気を可能にするために3つの側面が開いている場合に使用できるようにする。CRFCで概説されている要件に基づく、フードブースは例外とする。
- マーケット内の顧客最大数の制限は: \_\_\_\_\_
- 適切なフェイスカバーを着用した従業員（または複数の入り口がある場合は従業員）が入り口の近くに配置され、最寄りの顧客から少なくとも6フィート離れて顧客を誘導し、市場の占有率を追跡する。
- 最大収容人数に達するリスクを減らすために、時間指定の入場または予約システムの実装を検討する。市場が最大占有率に達した場合、スペースが許せば、顧客は地域の条例で承認されたとおりに並べるが、並んでいる間は互いに6フィートの物理的距離を維持するように指示する。
- テープまたはその他のマーキングを行い、マーケットに到着する顧客間で6フィートの間隔を開ける。
- ベンダーと顧客の間の物理的距離を確保するために、少なくとも6フィートの物理的距離を維持するための対策が実施されている。
  - ブースの列の間の通路は、両方向の交通に対応するのに十分な幅をとり、片道のみとして明確に指定されている。
  - ブースは、複数の顧客がブースに参加しても互いに6フィートの物理的距離を維持できるように十分な大きさに保つ。
  - ベンダーは、従業員が顧客から6フィートの物理的距離を維持できるようにブースを設置するように指示される。6フィートの距離が不可能な場所（レジなど）には、プレキシガラスなどの不浸透性の**バリア**が設置されている。障壁に関する公衆衛生方針を参照してください。これには、物理的なパーティションまたは視覚的な手がかりの使用が含まれる場合があります（例えば、床のマーキング、色付きのテープ、または労働者と顧客が立つべき場所を示す標識など）。
- ベンダーが到着してブースをセットアップするときに物理的距離を維持できるように、イベント開始前にセットアップできるようベンダーの到着時間をずらすことを検討する。
- ベンダーは、マーケット期間中はできるだけブースに留まり、他人と集まらないようにする。
- 公共の座席エリア（椅子、ベンチ、その他の公共スペースなど）は、顧客が集会しないよう排除する。

## C. 感染管理対策

- ステーションは市場全体で利用可能になり、顧客が少なくとも60%のアルコール含有量の手指消毒剤、ティッシュ、ゴミ箱などの適切な衛生製品にアクセスできるようにする。
- 非接触対応の支払いシステムが整備されているか、実行が可能でない場合は、支払いシステムは定期的に



消毒する。詳細:

- 
- ❑ 一般の交通量の多いエリア、及び頻繁に触れる物体（手すり、ドアノブまたはハンドル、クレジットカードリーダーなど）は、製造元の使用説明書に従って、EPA承認の消毒剤を使用して市場時間中に定期的に消毒する。
  - ❑ 屋外トイレと手洗いステーションには、ハンドソープ、ペーパータオル、タッチレスゴミ箱が用意されている。屋外の公衆トイレは、EPAが承認した消毒剤を使用し、製造元の使用説明書に従って、次のスケジュールで定期的に清掃及び消毒される。:
- 
- ❑ 公共の水飲み場は使用不可とし、顧客にそのことを知らせる標識を展示する。
  - ❑ 顧客は、場内では常にフェイスカバーを着用する必要があることを指示されている。従業員や他の顧客の安全をサポートするために、着用しない常連客へフェイスカバーを提供できるようにする。
  - ❑ 症状チェックは、顧客がマーケットに参入する前に実施される。チェックには、咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒の有無、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含める。これらのチェックは、直接、またはオンラインチェックインシステムなどの代替方法を介して、またはこれらの症状のある訪問者が施設に入らないように施設の入り口に掲示されている標識を介して行うことができます。
  - ❑ 子供連れの顧客は、子供が親の隣にいることを確認し、子供が他人や所有していない物に触れないようにし、年齢が許せばマスクを着用する。
  - ❑ すべての公共のセルフサービスアイテム（ビニール袋など）は、ベンダーからの要求に応じて排除または提供される。
  - ❑ 顧客は、市場全体の共有エリアにある手指消毒剤、ティッシュ、ゴミ箱などの適切な衛生製品に簡単にアクセスできる。ブースベンダーは、顧客が製品を取り扱うことを許可している場合、ブース内に手指消毒剤ステーションを提供する。
  - ❑ 子供の遊び場、アクティビティエリア、またはその他の設備（休暇写真など）は許可されない。
  - ❑ いかなる種類の娯楽も許可されない。
  - ❑ オプション-その他の手段を説明（例：シニアのみの営業時間の提供、オンライン注文/注文の受け取りの奨励、混雑時以外の販売の奨励）:
- 

### フードサービスの安全性に関する考慮事項

- ❑ カリフォルニア小売食品法（CRFC）で概説されているすべての食品安全慣行及び要件が遵守され、維持される。
- ❑ 屋外食事エリアは閉鎖する。食品ベンダーは、持ち帰り及び配達サービスで営業を行う。食品ベンダーはレストランのDPH手順に準拠する必要がある。食事と同じ支払いで購入した場合にのみアルコールを販売できる。マーケットにいる間、一般の人々は食べ物や飲み物を消費することはできない。
- ❑ CRFCに概説されている必要な頻度で、器具及び機器を洗浄及び消毒する。
- ❑ 従業員の健康と衛生慣行を順守する：病気のときは労働しない、頻繁に手を洗う、CRFCで必要とされる手袋を使用する。
- ❑ すべての食品及び食品成分が承認された食品源からのものであることを確認する。
- ❑ 食品調理の従業員は、シフト中に他人の作業所の変更や入室を勧められない。
- ❑ 包装されていない食品のサンプルは許可されない。

#### D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- 本手順のコピーを、施設のすべての公共の入口に掲示している。
- 6フィートの社会的距離を維持し、入室時に手を洗う、消毒剤を使用する、病気やCOVID-19と一致する症状がある場合は自粛する、サービスの提供に対する変更を伝えることを顧客に知らせる看板を掲示する。
- マーケット全体の看板で、マーケット施設内での飲食は禁じられていることを顧客に提示する
- マーケット全体の看板で、最寄りの手指消毒剤ディスペンサーの場所を顧客に掲示する。
- 農産物ベンダーの看板を掲示し、消費する前にすべての農産物を洗うように顧客に念押しする。
- 市場のオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスカバーの必要性、限られた占有率、入場、予約、前払い、集荷及び/または配達、及びその他の関連する問題に関する明確な情報を提供している。

#### E. 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

- 顧客にとって重要なサービスの安全な提供が優先されている。
- 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインに移行する。
- 移動が制限されている、及び/または公共スペースでリスクが高い利用者向けのサービスへのアクセスを保証するための措置が講じられている。

企業は 上記に含まれていない追加の対策は別紙に記載し、本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、以下の者までご連絡ください。:

事業担当者名:

電話番号:

最終更新日:

---

---

---